

可認物便郵種三第省信選日六十二月二十年一十治明
行發日五十月一回二月每 行發日五十月二十年五十三治明



政教時報

第九十三號

論說

歲晚書懷

(宗教の開祖及び改革者に就て)

(社説)

歴史的宗教の問題
教學局外觀

多田 豊
依田 豊

社會

●明治三十五年を送る ●埼玉縣職工税問題
●腐敗せる政府 ●迷信者の巡禮 ●同盟罷工
の統計 (海外事情)

雜錄

煤拂の記

百目木劍虹

南征詩稿

南條文雄

講究

労働者保護法

池山榮吉

閑文字

信界

親鸞聖人の信仰

近角常親

▲報道一束
▲水戸より

香川千巖

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を奨励し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査する事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を奨励して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勸絶する事。
- 十一、殖民傳道を奨励する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむる策を講ずる事。

政教時報

歲晚書懷

《宗教の開祖及び改革者に就て》

▲明治三十五年も云に暮なんとするに至つた、備々日本宗教界の過去及將來を懷ふて、無量の感慨である、將來に於て確かに一點の光明は輝きつゝあるか、中々一寸其場所へ往かれない、光明は益々近きて將に手か達するかと思へは、忽ち密雲暗澹として人をして望洋の嘆を發せしむるものがある、西人の言に回はり道は最も近き道であると云ふ言がある、日本の宗教界は支那問題と同様傍觀者より見れば齒痒くて耐へられぬ次第であるが、如何ほど迂回しても、精神一到往く處まで往かねば解釋は出来ぬのである。

▲一見容易に解釋が出来さうに見えて出来ない所以のものは其關係が複雑なからである、其範圍が廣いからである、其影響が遠い所まで届くからである、何れにしても世人の所謂政策とか方器とか云ふ様な考を以て、宗教界を律せむと思ふならば大なる誤謬である、宗教には其様な了見は毫も入らぬ、唯信仰の確立、人生の救済、と云ふ大目的を眼中に置き、不撓不屈に精勵せば自然に往くべき所に往かれるのである。

る、吾人は常に冥々の裡に於ける佛陀の導きを感じる次第である、過去の經驗につきて回想するに、最も悲惨たりし時が最も森嚴なる佛勅を感じたる時である、最も暗澹たりし時が光明の染みつゝあつた時分である、絶体絶命と云ふ點まで推しつゝまりたる時に至りて、初めて佛陀眞實の生命に接する事を得るのである。

▲宗教的信仰の實驗と宗教的經營の活動とは全く同一の趣がある、唯確信の一つで夜が明けけるのである、此確信なきときは眞實の安心が出来ぬ、此確信がなき者は眞實の活動は出来ぬ、從て眞實宗教の信仰あるものならば、眞實宗教の活動の出来ぬ筈はない、眞實宗教の活動には失敗と云ふ事はない、何んとなれば信仰と云ふものは結果の爲めに信するのではなく、信せざるべからざるが故に信するのである、其如く宗教の活動なるものは結果の爲めに活動するのではなく、活動せざるべからざるが故に活動するのである、唯生命とする所は自信の一つである、若し之が爲めに其人が斃れたならば、其所信の爲めに殉じたのである、成敗利鈍を以て評するものは之を以て失敗と稱するものもある、宗教的活動としては大成功である、何んとなれば其所信なるものはたとひ其人が斃れたると否とに拘はらず、千古生きつゝある、活動しつゝある、是が即ち宗教的活動には失敗なしといふ所以である、故に宗教的活動は手段ではない、夫自身が目的である、道行さ

ではない、夫自身が結果である、其心中歌として一點の私を許さない、結局活動自身が信仰であり、又傳道である。

▲古來、宗教の開宗者が其現代に於ては光輝を認めらるゝことと少くして、永久の光明として存在するのは、固と現代の成敗利鈍の爲めに活動したのでないからである、其死後に於ける光明の如きも、開宗者の胸中には唯一個の確信として存在してはあれど、如何なる道行きて光明が發揮するかは毫も與り知らざる所である、勿論生きつゝある時に於てすら一點の政略とか方策とか云へる考のなきものが、死後に於ての結果を考ふる筈はない、然るに確信と云ふものは恐るべきもので、所謂向ふ所敵なしと云ふ有様で、幾何級數を以て傳播するのである、宗派とか教會とか云ふものは其自然の結果である、故に開宗者の考に將來如何なる宗派を形作りうとか、經營しやうと云ふ様な考はないのである、唯自己の信仰は佛陀夫自身に接觸融化されたる結果であつて、又人類全体に此信仰を傳へて、四海兄弟の精神的世界を開かんとする偉大なる確信が存するのである。

▲親鸞聖人の信仰の偉大なる、聖人の行蹟が世上の毀譽已外に超然たる、聖人が宗教の眞髓を撰みて、形式に拘泥せざる聖人が熱心に信仰を傳播して、人心が集り來る時は、之を弟子に任せて、自分は飄然去りて無宗教の地を開拓することを勉むる、流涕の迫害も傳道の便宜と思ひ、關東の歸向も何等

の成功とも感せず、九十年間寧日なく、六十余州定所なく、仰ぐ所は佛陀の極濟、向ふ所は十方の衆生、愚禿の親鸞は如來の代官也との信仰は秋霜烈日無限の感化を與へらるゝ次第である。

▲此の如く一點の私なき信仰、秋毫の滯なき聖人の徳化が塊まりて、此に大なる宗旨が出来、茶毘一抱の灰の上に築かれたる殿堂は千古宗門の源泉を形作りた次第である、其宗風の如きは深き根柢あることである、フト想ひ出したが、親鸞眞傳とか云ふ書物には、聖人を大層政略家の如く描きかざると云ふ噂を聞いたことがあるが、これは聖人の人格を知らざるもの、言論である、聖人の度量の大海の如き、確信の磐石の如き、實に偉大なる人格である、他日編を改めて紹介することしやう。

▲親鸞聖人の人格と聯關して想起するのは蓮如上人の人格である、蓮如上人は如何にも傳道家である、其思想の緻密なる、注意の周到なる、信者に對して慈悲の溢るゝ、人を教誡するの親切なる、殊に其信仰が切々哀々の情禁じ難く、佛陀に向て滿腔の衷心を披瀝して、救濟を求めらるゝ有様は、實に傳道家として千古の模範である。

▲蓮如上人は所々の迫害に遭ふて益々信仰を鍛ひ上げられたらしい、最後に隱居所として居を下されたる土地が即ち大阪である、是當時日本全國の咽喉を扼する要所にして、後年信

長の欲する所となり、宗派自治の精神を發揮したる根本となつたのである、上人の眼光が如何に非凡であつたかを想見すべきである、蓮如上人を以て野心家の如く評する歴史家もあるが、これは信仰の何物たるかを知らざるもの、想像である。▲信仰を以て終始したる人物は、常に社會の活力となりて、一世の潤濁を洗滌して、千古色彩のある活動をなすつゝある、故に其人の生きつゝあるときは勿論のこと、時として死後に至るまで、毀譽紛々として是非の評がある、若し宗教家の行動を評するに俗的眼光を以てせば決して正鵠を得ることは出來ぬ、信仰の眼を以て洞察するにあらざれば分かるものではない。

▲例せばルーテルの如き新教の側より云へば千古の偉人の如く云ふが、舊教の側より云へば異教者で無謀なる狂人の如く悪口をする、又獨逸人は獨逸人の模範として尊敬する代りに、英國のカルビン主義よりみれば、確かに組織的頭腦のなき狂熱的人物と評することも出来る。

▲ルーテルの如き勿論長所もあれば短所もあるが、何れにしても、大跡に於て信仰を以て終始したる人物たることは明らかである、彼がウヰッテンベルヒに於て九十五個條をシユロス、キルへの扉に糊付けてからオームスの國會に於て頑として其主張を明らかにしたる勢は實に岩をも貫く氣骨がある。▲歐洲全体の帝王が屏息せる羅馬教府に向て堂々と所信を主

張したるは、實に神は堅城なりとの確信、惡魔は薔の如く並ぶも我往かんと勇氣があるからのことである、殊にオームスに於ける彼が最後の決心の時、身も戦き言も震へたとあるが、吾人はウシントンが顔を赤めたと同じく、益此に於て至誠摯實の人たることを知ることを得るのである。

▲ルーテルか信仰を以て出處進退を決したるは、彼がウヰッテンベルヒに於けるカールスタット一味の急激家及び百姓戦争に於て騷擾せる人民に對して彼が鎮壓を試みたので分かる、全体物事は勢には乗じ安きもので、兎角常軌を逸するものである、彼は彼が聲によりて起れる連中の進み過ぎたのを引き止めたるは、たしかに進むを知ると共に退き守る忠實なる人である、是心中に於て據り立つべき信仰の一道が、開けて居るからである、殊に之が爲めに色々と心配してワルホホルヒより私かにウヰッテンベルヒに歸りたるなどは如何にも其精神の切なる點が分かる。

▲唯百姓戦争に於て貴族をして兵力を以て壓服し去らしめた點は多少感服が出来ぬ、勿論百姓連中は社會的であつて宗教的でなかつたにせよ、貴族の肩を持ち過ぎた嫌がある、全体ルーテルは獨逸對羅馬の關係上止むを得ないにせよ、少しく貴族に依り過ぎた、舊教があまり教國政治的たるに對して、新教があまり國家の提燈持を爲し過ぎる、此點につきてはカルボンが教會自治制を立て、ゲンフに於て自らモーゼスを

以て任して政教二者を實行した方が宗教自治の立脚地が明瞭である。

▲カルビンの信仰を以て眞摯によく實行したる人は實にクロンツェルである、彼が眞面目なる性質は熾りたる容貌を以て嚴格なる祈禱をやつて居るので想像が出来る、時代は少し前て、宗教改革の先驅者ではあるがフロレンツのサボナローラとクロンツェルの眞面目なるには千古想像するだに心地よ

50 ▲之を要するに何れの時代にせよ、何れの宗教にせよ、正しき信仰の道を辿りて、宗教團體の自治的立脚地を得ることが肝要である、日本の宗教界が果して此自覺を生じて、堅牢なる地盤の上に立ち、堅實なる信仰を植付けることが出来るであらうか、此信仰によらざれば眞實の政治も出来ねば、眞實の實業も出来ぬ筈である。

▲翻て此理想と現代の實際とを較べてみれば、天地雲泥の相違がある、天運極て往て還らざるはなし、物は極點に至りて初めて一陽來復の時がある、吾人は宗教界の過去を追懐し、將來を想像して、感慨止み難く、私かに佛天の冥祐を感じつゝ、雨窓一夜、古聖賢の行蹟を鑒み、筆に任せて歲晚書懷を叙すること此の如し。

歴史的宗教の問題

多 田 鼎

歴史的宗教といふ名目は、餘程以前から、日本の宗教論壇に用ひられて居る名目であります。が、とりわけて近頃は多く私共の耳目に觸るゝやうに思ひます。而して其論歩漸く歩を進めて佛敎にまで及び、一方では、佛敎などは基督教と共に歴史的宗教であるから、今日に生存すべき價値はないといふ議論があれば、又一方では、いや歴史的宗教であるから、現在及び將來に亘つて、未永く存在すべき價値を有つて居るといふ反對論がある、此議論は共に興味ある議論であつて、我々の一考を費すべき價値は充分あると思ひます、けれども私は、此議論に進むについては、先づ此歴史的宗教といふ名目の性質を明かにして進まねばならぬと思ひます。なぜかといへば、固と此名目には二種の意味があつて、一方がらいへば佛敎の上に冠らすことが出来る名目であるけれども、他の一方からいへば、殆ど佛敎の眞義には、何等の關係もない名目である故であります。而して佛敎が基督教と同様に扱はるべきものであるかどうかといふことも、之によつて定まつて参るのであります。

であるからといふ理由を以て之を排斥し、而して自分の所謂新宗教を以て之に代へんとするが如きは、是れ大なる了見違といはねばなりません。

二

全體、此等の論者が、斯様な了見違をなすに至つた原因は宗教を以て時勢と共に變つて行かねばならぬといふ誤謬に陥つて居るからである。而して此誤謬は、一に宗教の本質を心得て居らぬから起つて居るのである。

此論派の或人は、かう申して居る、宗教は良心の範圍に屬して居る、が併し此良心は一切の善惡を悉く識別し得るものではない、それ故色々學術上の研究を遂げて出來得べきだけの認識を積集して、而して良心を之と一致させて行かねばならぬ、そこで良心に變化が起つて來る。隨つて宗教にも變化が生ぜぬばならぬと(本月「太陽」第十五號、井上哲次郎氏論文参照)けれども此考には少からぬ間違が含まれて居る。先づ第一、宗教を以て良心の範圍に屬して居る者とするのは、大なる間違である。宗教は固より善惡を無視するものではない、其信仰は至善を念せしめ、又罪惡を感ぜしめる、けれども信仰の作用は、たゞ之だけではない、此上に至善の念と、罪惡の感との、いづれにも通する一種の大なる平安の心地を與ふるものである。語をかへていへば、善の心について、高上なる一種の大安不動の境界に住して居ると共に、又罪惡の

然らば此歴史的宗教といふ名目の、二種の意味とは何であるかといふに、其一は此名目の廣い意味であつて、過去の歴史の上に現はれ來つた所の宗教といふ意味である、語を換へていへば、履歷のある宗教といふ意味である、此意味よりいへば、基督教と共に、佛敎は正しく歴史的宗教である。基督教が一千九百年の歴史をもつて居ると同じく、佛敎は釋尊以後から見ても殆ど二千四百年の歴史をもつて居る。其過去に於ける歴史上の活動は、世界の大事實であつて、拭ふこともできねば、消すこともできぬ、萬古煥爛として輝き渡つて居る。故に一分一厘も間違のない正札附の歴史的宗教である。

併し之は佛敎や基督教ばかりではない、一切の宗教、皆同じことである。否、一切の宗教ばかりではない、無から有は生ぜぬといふ道理の動かぬ以上は、天下の事象一として歴史のない者はなく、近頃、世に唱へらるゝ新宗教又は新教義といふやうな者も、其名こそ新であるやうであるけれども、其實皆是れ古來唱へ來られた所の舊宗教、舊教義に過ぎない、されば縱ひ理想教、倫理教、名は如何に變つても、皆是れやばり一種の歴史的教義に過ぎぬのである。然るに若し人あつて自分こそは歴史以上に出て居る、我説こそは毫も以前の思想とは關係がない、など、謂ふならば、その人は蓋し本心を失つて居る人であらう。それ故に、佛敎や基督教は歴史的宗教

感について、同じく其不安不動の境界を失はぬのである。即ち善悪を識別してありながら、而も之に拘はらず、全く之を超越する所の一種特殊の平等の心境を開き與ふるものである。之をどうして、單に善を執り惡を斥けしむる命令ばかりを仕事として居る良心と同じものと見ることができやう。其上善惡の識別とともに、此信仰が與ふる識別は、決して一切を識別することのできぬやうな不明のものではない、如何なる時でも、如何なる處でも、常に明確の識別を與ふる者である、即ち此信仰は常に明に其自身の活動を善とし、其以外ものを惡と認めさせる者である。それ故宗教の信者であつては、いかに智識の深淺はあらうとも、其善惡の標準は、信仰及び其働きは、善、その外のものは皆惡」といふことに一定して居る。それ故學は如何に天下の道を明めつくし、富は如何に天下の財を集むる程であつても、縦し又天下の人凡てに萬金を與へ、獨手、國家の基を泰山の安きに置く程であつても、若しそれが信仰で動いた者でなければ、皆是れ罪惡の幻影に過ぎぬのである、之に反してたとひ草履を賣るとも、車を曳くとも、縦し又何等の身体上の行動に現はれずとも、一念信仰の閃くものあらば、是れ無上の善である。されば常に平安の境にありて、而も此善を望み彼の惡を離れむとする者、是れ宗教信者の理想である。かくあつて初めて、道徳以上、倫理以上、宗教の妙境が開き來るのである。論者は未だ之を察すること

とだに爲ないのである。それ故、一切の識別だもてきずして、常に認識の力に左右せられなければならぬやうな、能力の少い其所謂良心を、「神聖」な者と崇めて、それによりて宗教を建設せやうといふのである。動く者に憑る者、どうして亦動かずに居られやう、私は假に論者に譲りて、其自ら造り上げやうとして居る教義に、宗教の名をあたへるとした處が、併しそれは竟に動搖の宗教である、苦惱の宗教である、私共は決してそれに安ずることはできません。

既に宗教の信仰の本性は、良心と異つて居て、其善惡の識別も、認識の開否などによるものではないとするならば、之が人智の開発によつて變化するものでないといふことは、自然の歸結である、既に變化するものでないといふことは、今更新らしくもないものを新らしいものと言ひ出して、煩はしくも古來の宗教に代へんとする必要が何處に在るか。

かくいはし論者はいふであらう、我々とても古來の宗教の精神は萬古不變であることを認めて居る、けれども形體は變化せねばならぬ、それ故我が新宗教は其精神を取り來つて、而して新なる衣裝を着せたものであると、あゝ若しさうであるならば、其企畫や、今日の一般宗教者の企畫と何の異なる所があるか、今日の宗教者誰一人として形體の變化すべきことを認めぬ者はない。たゞ其異なる所は、單に變化程度の如何に存するのみである。して見れば今更けうしく新宗教

開立を叫ぶ必要、終に之を認めることはできぬ。されば歴史的宗教の廣い意味でいへば、佛教も基督教と共に、歴史的宗教であるけれども、之がために排斥せねばならぬといふ道理は決して成立することはできぬのであります。

四

次に調ふべきは、歴史的宗教といふ名目の第二の意味で即ち狭い方の意味である。此意味は如何いふのであるかといふに、歴史上の或特殊の事實を、信仰の中心として居る宗教といふことである、之は基督教が、其好適例であります。基督教と申しても、其教義の説明、様々に變化して、今日では色々あるやうであるけれども、とにかく其主要の教義は、歴史上の一人物基督其者の上に成立して居るのである。殊に甚しきは十字架上の基督の死といふ歴史的な事實が、基督教信仰の中心となつて居る。即ち此基督の死によつて、我々の罪が贖はれたのである。神は其獨子基督を死せしめて、而して其正義と慈悲とを調和を謀つたのである。それ故我々が神に救はるのは、この基督によらなければならぬ。基督の中保によりて、而して神に救はるといふのが是れ基督教信仰の中心である。かやうに歴史上の一事實に、特別の重みを置いてそれを中樞とし、それを基礎として、其信仰隨つて其教義を組立て居るのが即ち此意味の歴史的宗教である。さらば佛教は、基督教と共に、此第二の意味に於ける歴史

的宗教の中に組み込まれるべきものであらうか、どうかと考へて見るに、決して組み込まれるべきものではないとせぬ、基督教の信者は、神に救はるゝに、基督といふ歴史上の一人物を要するか如くに、私共は佛の他力救済にあづかるに、媒介者などを求める必要はありません、私共の信する所によれば、佛は私共の慈悲の親である、親に接するに何の媒介者を要するか、佛は私共に命するに、汝一心正念にして直に來れと命したまふてはありませぬか、大命、すてに直に來れである。私共は之に順つて直に往くべきである、直に親の御慈悲に接すべきである。直に佛の衿袂の御手を受くべきである。その間に媒介者を要めるといふは、眞實の親が眞實の子に接すべき態度でない、又眞實の子が眞實の親に接すべき仕打でない、二者の間に、猶々相融合せぬ處が存するやうに思はるゝのであります。

かくいはし讀者或は申さるゝであらう。佛の御慈悲をいたいくには、先進の指導によるではないか。善知識の指導によりて、佛の御名の意義をさし、わくるのではないか。それ故にやはり先進、善知識の媒介を要するではないかと。けれども之は間違つて居る。是れ私共が信仰に到るまでのことである。信仰に到る迄には、固より先進の指導をうけねばならぬ。善知識のすゝめに従はねばならぬ、けれども室に坐する時、案内者は要せぬ、案内者の必要は室に入る迄のことでは

ないか、信仰の一念、やるせない佛の御慈悲に對ふとき、限りなき我深重の罪惡に對して限りなき廣大の大悲を以て立ちたまふ如來の御眞心を感ずるとき、また何の案内者を要せやう。私共は、我全心を捧げて、このまゝ直に如來の信心に入るより外はありませぬ。故に釋尊の御出世。龍樹天親諸聖賢の傳道、殊に法然親鸞兩聖人の化導、皆私共のためには大切であるけれども、此等の聖賢に導かれて、正に到着したる現在一念の信仰に於いては、過去に於ける此等諸聖の歴史的事實は、何の地位をも占有せぬのであります。

かやうに申さば、讀者或は質問を進めて私に問はるゝてあらう。他方救済の教義に於いて、其信仰の成立を考へて見るのに、遠き過去に於ける如來因位の發願及修行に重きを置くてはないか、此生起本末のいはれをきき開いて、初めて信仰が成立するではないか、して見れば矢張歴史的事實が信仰の中心となつて居るではないかと、是れ尤もなる質問である。けれども之は通常の歴史的事實と大に異つて居るものであることを注意せねばならぬ。如來の顯現、及び其願行は過去に於いて起り來つた事實である、けれども之は人類の歴史に起つた事實ではない、三千年や四千年の此短い歴史の上に現はれた事柄ではない、遠く人類の歴史を超越して居る大事實である。三千年や四千年の前ではない、過去永遠の其昔に於ける事實である、因願の御文は、十方衆生とのたまふのである、

我々が何のすがたを以て現はれて居つた時代かといふことは、考へる必要はない、たゞ私共の十方の生靈の現れ來れる時、罪惡の生靈が起れる其初め、之に對して現はれたまへるものである、それ故明かに申せば此大事實は、私共の心靈上の歴史的事實である、罪惡上の歴史的事實である。されば若し此意味で歴史のといふ文字を用ふるならば佛教亦歴史の宗教であるけれども、是れ通常いふ所の歴史とは全く異なる歴史である故、寧ろ此に此文字を用ふるのは其當を得て居らぬやうに考へらるゝのである。猶進じて考ふるに、この他方教の信者が、此如來の發願及修行の意義を聞きわけて信仰の一念に進む時、信者は決して此如來の大願大行を以て、過去の昔話とはせぬのである、現在我前に活動して居る所の大願大行と認むるのである。明かにいへば此折、信者の胸にあつては、過去現在の時間上の差別、全く無くなつて、唯唯、現在の一念に動きつゝある所の、如來の御慈悲を、ひし／＼と感ずるのである。それ故此如來の大願大行の事實は、決して通常の歴史的事實と同じものではないとせぬ。此理由により通常の意味の歴史の宗教の第二義で申すならば、基督教のみ之に入るべきものであつて、佛教は全く之に入らぬものと定めなければならぬ。

五

されば佛教は、正しく過去の歴史に現はれ來つた所の宗教

である。けれども、必ずしも過去に於ける歴史上の事實を、其根據として居るものではない。其唯一の根據は、現在に動きたつゝある如來の信心である。現在のみなならず、過去永遠の其昔より今日まで動き來せられたが如く、又今日より未來永遠の其末まで、同じく動きたまふ所の、其萬古不變の如來の御慈悲である。歴史の考證は如何に進められても頓着せぬ、我大法にあつては白粉は洗ひ去られても、金箔は剥ぎ取られても構はぬ、たゞ現在に於て、此大千の中に動きたまふ所の、如來の靈能、之がすなはち佛教教義の眞髓たる他方宗教の唯一基礎であつて、過去の歴史は、寧ろ此現在の後景たるに過ぎぬのであります。

これでも猶、我大法を知らぬ世の職々者流が、つぶしたいと思ふならば、つぶして見るもよからうと思ひます。亂濤逆捲さ來る其中を泰然として嚴かに進み行く鉄艦の如く我道友は此破法の亂濤の中に勝利の歌いさまして、歌ひつゝ未永く進み行くことができること、信じて居ります。

教學局外觀

依 田 豊

惟ふに今日の宗門教育は、型を國家の教育制度に依りて取

捨せしもの、冷静に考ふれば其本來の旨趣と咀嚼撞着するものあり。識者をして陰に其錯雜なるを嘆せしめき。今や教育界に在ては學制の不備缺陷に鑑みて之を更正刷新せんとするの議朝野に徧きに當り、宗教界に於ける學制も更に大に考慮に値せずや、僕教學に於ては門外漢たり、敢て大方の前に高議せんとにはあらず、頃者教育界に於ける現象に鑑み、聊か常路者の一顧を煩さんとするのみ、

専門教育を施す時期に關しては、各國の規定皆相異れ共、今日に在ては成るべく普通教育の時期を平等にせんとする傾向あるは争ふべからざる事實にして獨乙の如きに在りてはギムナジウム廢止の説大に起り、或聯邦は全然之を廢せりとさへ傳ふ、此時に當りて十二三歳の兒童を拉して特設の中学校に收容する必要があるらんか、余輩は中學時代の少年をして強めて其信仰を或特殊の形式に型合せしめんとするは頗る危険ならざるかを疑ふもの寺院に生れ、寺院に生長し、而して寺院的教育を受く、事に於て頗る順便の觀あれ共、五慾七情の風波一度其胸裏を荒らすや、反動の勢却て山岳を凌ぐものあらざるか、蓋し進徳の道内は以て其意志を鍛練し其理想を高上ならしめ、外は以て能く其周圍を整理して、順次に大なる疑惑に打勝たしむるに在り、是を以て古來の賢哲一面に於ては道徳的意志を強固にし、一面に於ては外物を整合せんとを勉む、極言すれば海に千年山に千年の經歷あるにあらずん

ば以て人天の大導師たる能はずといふ、溢言にあらじ。如今の教學制度果して斯界の大龍象を出すに適するとなさんか、寺院、中學林、而して大學林、其針路や簡單なり、簡單なる生活は以て複雑なる人生を指導すべしとなさんか、僕を以て今日教界の名士が其普通簡學制の下に出でしを知らざるものとなす勿れ、此等の龍象は眞に千百人中の二三なり、彼の針や遂に類脱せずんば止まざる底の士也、更に今日の宗教界は一方に斯界の偉人を望むと大旱の雲霓に等しきと共に眞摯達識の士を寺院の各に要求すると渴者の水に於けるが如き也、教界の振起は本末相應じ首尾相扶くるに在らずんば得て期すべからざるにあらざるや。

試みに瞑目凝思、三十年後の教界を想像せよ、佛教の形勢は如何あるべき、寺院の状態は如何あるべき、而して之を今日の兒童に見よ思半ばに過ぐるものあらん、今にして教學の制度を變せずんば岌々乎として夫れ殆いかな。

僕が欲する第一は中學校を廢して學生を今日の中學校に委託するに在り、而して之を監督すべき寄宿舎を各地に設立し彼等をして外は潑刺たる活社界に接し、内は人生に關する數多の疑問に遭着せしめ、歸來先輩の篤き教と祖師の温き遺法とに接せしめよ、以て偏僻固陋を避くるのみならず、能く社會を識り世情に通じ應病施藥の師たるを得ん、師範教育が嘗て因循固陋の謗を免れざりしが如き、移して教學の參考に資

すべきにあらざるや。

想ふに、人の同情に富み、熱誠事に當る、一は其資質の如何に關せんも又其教養の方法に存す、今日の問題は俗の聖化に在り、常識の靈化に在り、仙と聖とは異なるべく、エッセントリックと偉人とは、けじめあらん、宗教界は其如何なる人を撰て養はんとするか、

第二は宗教家が宗門以外の教育に熱心せんと是なり、巍哉たる堂塔、宏壯なる伽藍、今は一二宗を除いては殆無用の長物にはあらずや、之に就けば一隅は破れ、一區は壊れ、或は養蠶に或は農作に、殆ど在家と異なる無きもの比々皆然り、此の如くにして教界の隆興期すべけんか、嘗て宗教家に教育家たらんことを勸めたるものあり、當時に在ては方法の難きものありしも今日漸く其困難は消滅し去らんとす。余が再び此問題を以て一顧を乞はんとする所以なり、教育家たらんには師範學校に入るを順便とすれ共、官費の制は義務の負課あり、以て容易に入る能はざる事情ありし、今や長野縣に於ては師範學校に自費生を置かんとす、是時に當て之を利用するは宗教界に一生涯を開くにあらざるが、此際各宗は二三有志の士を從學せしめ、或は小學教師となし、家校の内外に於て訓育徳化の道を講じ、或は他の社會教育の事業に當らしめ、心靈に慰安を與ふると共に衣食の生業を附與するあらば、幾萬徒食の僧侶をして、大に教法と國家の爲に盡さしむるを得るにあらざるや。

らずや、此の如にして一面輕視せられたる僧風を振起するとを得ん。

思ふに教育の道多少斯道に志すにあらずんば、假令其精神にして熱誠欽すべきも、事に當りて捫腕支吾するを免れず、所謂勞多くして功之に伴はざるの憾あらん、吾人は宗教界の士の教育に多少の意を用ゐられん事を希望して止まざるなり、

教理は宗教の生命なり、社會的事業は宗教の必要なり、生命なき宗教は消滅に終るべく、必要なき宗教は社會に放逐せられん、吾人は宗教が兩面の發展に遺憾なからんとを望む、聊か所感を録し、大方の一顧を願す焉。

社 會

明治三十五年を送る

大江の水流れて止まざるか如く、歲月勿々として將に暮れなんとす、明治三十五年も餘す所幾干もあらず、本誌亦本號を以て終刊とす、首を回らせば香として昨夢の如し、吾等は新春の劈頭に於て、誓ひし希望の多くは書餅となりぬ。人事の無常轉變なる今更の様に思はれて、萬感交々來りて胸中萬斛の愁に堪はざるなり。

すべきにあらざるや。

想ふに、人の同情に富み、熱誠事に當る、一は其資質の如何に關せんも又其教養の方法に存す、今日の問題は俗の聖化に在り、常識の靈化に在り、仙と聖とは異なるべく、エッセントリックと偉人とは、けじめあらん、宗教界は其如何なる人を撰て養はんとするか、

第二は宗教家が宗門以外の教育に熱心せんと是なり、巍哉たる堂塔、宏壯なる伽藍、今は一二宗を除いては殆無用の長物にはあらずや、之に就けば一隅は破れ、一區は壊れ、或は養蠶に或は農作に、殆ど在家と異なる無きもの比々皆然り、此の如くにして教界の隆興期すべけんか、嘗て宗教家に教育家たらんことを勸めたるものあり、當時に在ては方法の難きものありしも今日漸く其困難は消滅し去らんとす。余が再び此問題を以て一顧を乞はんとする所以なり、教育家たらんには師範學校に入るを順便とすれ共、官費の制は義務の負課あり、以て容易に入る能はざる事情ありし、今や長野縣に於ては師範學校に自費生を置かんとす、是時に當て之を利用するは宗教界に一生涯を開くにあらざるが、此際各宗は二三有志の士を從學せしめ、或は小學教師となし、家校の内外に於て訓育徳化の道を講じ、或は他の社會教育の事業に當らしめ、心靈に慰安を與ふると共に衣食の生業を附與するあらば、幾萬徒食の僧侶をして、大に教法と國家の爲に盡さしむるを得るにあらざるや。

過去一年間を回想すれば、沿海の一滴にひとしき微力を以て吾爲し得たるもの、現代の社會に向て何等の寄與したることなきは事實なり。誇り得んとするもこの事實を打消すこと能はざる也、躬ら其重任に堪えざるを知りつゝ、縱令少しにても社會の改善を圖り墮落せる社會を救済するを得ば吾等の望則ち足る。以是、本誌は社會百般の出來事に就ては敢て注意を怠らざりし所以也、言論上に於ては極めて慎重の態度を取りて容易に輕忽なる論斷を下さず、たゞ其肯綮的中せむことを勉め且つ實際を主として空漠たる論議を避けたり。

殊に教界の方面に關しては躊躇なく其所見を開放して、眞摯なる警告を與へしことは當に一再のみならむや、不幸にして吾人の言多く容れられざりき。而して社會問題に關しては多くの紙面を費して講究或は視察の結果を公にして他日の參考に資すると同時に、社會問題に就ては基督教者の獨占たるかの傾向あるを以て、早晚頭を擽け來るべき此問題に關しては佛教者も大に注意を拂はざるべからざるを警醒したること、吾人の告白を待たずして讀者諸君の了とせらるゝ所ならむ。

思ふに今年の如く天災地變の劇しき時はなかるべし、北には軍人の凍死事件あり、南には鳥島の噴火あり、而して風雨順を失して疫癘頻にいたり幾多の生靈を無殘にも奪ひ去りぬ、何ぞ人生悲慘の多きや。天は此災禍を降して吾人を警戒した

るにも拘らず、人事界の風波は益々險惡を極め濁浪天に漲るの感くばあらず。軍人瀆職問題と云ひ、疑獄事件の旺んに起りしも此年なり、工女虐待の甚しき聲を聞きしも此年なり、女學生墮落の真相をきしも此年にあらずや。其他一として悪事醜行の聲ならざるはなし。嗚呼過去一年間の歴史は實に罪惡の歴史なりき、去れ、汝罪惡の年よ、吾等は更に清淨にして樂しき新年を迎へんと欲す。されどく來者追ふべし、既往を顧みて將來の箴となす亦可ならずや。之を歲晚の辭と爲す。

大宮町職工税問題

埼玉縣は由來工業の旺盛地を以て天下に誇る所なり、工業の發達は一に職工の良否にあり、職工を保護して其權利を伸長せしむるは、これ總て工業の發達を圖る所以なり、若し然らずして、職工を冷遇し、保護其宜しきを得ざる時は、工業の進歩發達を阻害するものと云ふべし、恰も根底を培養せずして枝葉の繁榮を望むと同一の理なり。然るに吾等は此夏頃より埼玉縣にては職工税を賦課すべしとの事をき、當時私かに思へらくこれ惡税なり、職工を遇する道にあらず、職工の反抗を受けざれば幸ひなりと、果然豫期に違はず、職工の同盟となり、運動となり、今や同縣下に於ける刻下の大問題となりたる由。吾等は之を不問に付し去るに忍びず、其道の人に問ひしに、法律上もとより職工税を賦課して差支なし、然

期願を出せり、而して目下縣會開會中なるを以て一方には議員の門を叩き他方には地方有力者を訪問し、必死となりて廢税の運動をなしつつある也、

職工の廢税を運動する理由左の四要件也。

- 一、工業税營業割の如き名目ある税は工場主の負擔すべきものにして雇人たる職工の納むべきものにあらず
- 二、假令負擔すべしとするも事務員や技師技手に課せずして、單に平職工にのみ課するは不公平なり
- 三、日給一回取の職工も貳拾錢取の職工も同視して税額に高低を附けざるは人頭税の性質なり、人頭税は獨り大宮職工のみ負擔すべき義務なし
- 四、假令正當の税なりとも職工生活の現状に於て到底負擔する能はず、生活費の平均左の如し

一日四十六錢就業日	金拾壹圓五拾錢
數廿五日ノ總賃額	金拾六圓
一家四人平均トシ	金四圓五拾錢
テ一月ノ生活費	
差引不足金	

以上は岩崎氏所報の概略なり、生活費に不足を訴ふる職工にして、如何ぞよく税金を納むるを得んや、特に高給を仰ぐ技師技手の如きは却て此税を免るゝに至りては、殘酷と云はゞ殘酷なり、確しかに人權を蹂躪したるものと云はざるべからず、法律上の問題は兎も角も是れ豈工業地旺盛の埼玉縣にありては職工を遇する道ならむや、少なくとも職工税は好税に

れどもかゝる賦課税は容易に議すべきものにあらずと、思ふに埼玉縣會は何故にかゝる税を賦課したるや、職工の如き一錢の餘裕もなきことは何人も熟知する所にして其日の細き煙を立つる日給の職工より税を取らむとするは、所謂虎よりも猛しき苛税と云ふべし。此事に關しては大宮町の岩崎氏より左の報道を得たり、事實の真相を伺ふに便なるを以て左に其要を摘記せむ。

大宮町職工税事件は今や縣下の大問題となりぬ、其頭末を少しく述べんに大宮町役場は本年四月の縣令に基き、日鐵工場の職工に起業届を出すべしと命ぜり、理由は不分明なれども工場の役員等が切に届出べしと勸誘するを以て止を得ず命に應ぜり、然るに九月上旬にいたり町役場より工業税參拾五錢營業割七錢の配箋が達せられたり、一同始めて起業届の理由を知りぬ。負擔に堪ざる者もありまた不平の者もありて期日迫るも依然として納めざる者多し、依て町役場に於ては財産差押と督促料貳拾錢とを口にして再督促を始めぬ職工の不平等益々増進し加ふるに十一月廿二日夜東京より片山、西川等の諸氏來り都座に於て演說會を開き盛に職工税は人頭税なる事を痛論せり、爲めに一同意氣頓に加はり、忽ち廢税運動同盟會を結び、廿六日に北川、新井、上床、鈴木、竹嶋の五名總代として縣廳に出頭し、奥田秘書官に面謁し職工税免除を陳情す、次て本月二日に納税延

にあらざる也。工業の進歩發達に多大の影響を來すは自明の理なり、吾人は速に之が廢税を望む。

海外事情

◎腐敗せる政府 先頃佛蘭西オルレアンの本山で、上教師ヂュブラインの誕生百年祭を行つた、其節大教監のペローが演説して現政府を「腐敗の内閣」であると思つたことを、共和主義の新聞に依つて素破抜かれた、そこで、政府は大教監に對して詰問狀を發して答辯を求めたところが、大教監は、自分の演説は直様、印刷して出す手筈になつて居るから先づそれまでは暫らく待つて呉れといつて、臆面もなく公にした演説を見ると、彼は劈頭に加特力教會は教育を以て必然教會の任務に屬するものと認むるが故に、凡て此權を争ふものに對しては極力對抗せざるを得ずといつて、先づ自家の現政府に對する立場を宣言し、次でヂュブラインは這般の闘争に於ける龜鑑とするに足る人物なりと稱揚し、其の嘗て「無神的、反基督的、反宗教的の民主黨にして一朝政權を掌握するに至らば、恐るべき社會を現出せん」といひたる言を引き、更に、ヂュブラインが千八百六十七年にオルレアンの教監に宛てたる書狀中、時の政府を「腐敗せる内閣」と稱したる語を引用して、偕て三十五年後の今日、尙この腐敗せる内閣が、引續

吾人の周囲に在つて育動し、「自由」なる美名の下に隠れて諸有基督の信仰に對する攻撃を逞しくし、我國をして基督より離間せしむるを以て其仕事とするを見るは、誠に残念千萬な次第である云々と論じた。て、教會側の新聞は大教監は一般に共和主義の政府を批難したので、強ち現政府を誹謗したものでないと辯護したが、政府は遂に大教監の俸給差留の處分を決定したといふことである。

●迷信者の巡禮 露國には種々の迷信的教派が秘密に行はれて居るが、中に「ドゥッポルチャ」(精神の戰士といふ義)と稱する一派は教會の教師制を排斥し、宣誓及び兵役は神の許さざる行爲なりとする等、随分變つた主義を抱いて居るものであるが、先年この派に屬する多數の信者が、北米の英領加奈多に移住した、所が今度この連中の内、約二千人許りと云ふものが一隊となつて、何ういふ熱に浮かされたものか、何んでも「誓ひの國」を尋ねて基督に會ひたいといふので、住みなれた地を見棄て、巡禮に出掛け、敷百哩を流浪して、先々月の末アッシュポヤ州の界のヨークトンといふ町に入つて來たはよいが、彼等の惨狀は實に目もあてられぬ有様で、彼等の中には女もあり小供もあり、また途中で生れたものもあるが、何しろ衣食住とも欠亡の姿であるから、多少病氣にかゝらぬ者は殆んどない。而して彼等は人間が獸類を利用するは大なる罪惡であると信じた所から、出發の際、牛馬其他一

切の家畜を放つて了ひ、病人や小さい子供は皆擔架に乗せて連れ歩き、食物は重に菓實を食し、一切の肉類を斥けて牛乳も飲まない、また衣服とても動物の材料を用いたものは一切肌に着けないで、沓も皮で作つたものは履かず、護謨の履いてるものもあり、また洗足で居るものもあるといふ仕儀、所へ持つて來て、旅行中は攝氏の寒暖計で七八度を上つたところがなかつたといふ非常の寒氣であつたから堪らない、途中で凍死した子供も少くないといふことで、死体は道邊に抛棄して來たといふ仕末であつた、ヨークトンの住民はこの有様を目撃して、種々世話をしやうと思つても、肉は食はず乳は飲まず、暖い衣服は着ないといふのだから、殆んど世話のし見やうがなかつたが、様々に説諭して病氣の子供だけは醫者の手で介抱させることにしたが、大人の病人は何うしても醫療を拒んで受けない、彼等は自ら殉教者を以て任じて居て、旅で死ぬのを寧ろ本懐として居る、併し女子供だけは警察の強制で或る屋内に休ませることにしたが、大人は近處の森の中で寝た、翌日彼等は尙益々東方に向つて進み、行く／＼讚美歌を誦しつゝ十月三十一日にはサルトコーツといふところまで達し、十一月三日ホクスウオレンといふところに差掛つたときには、烈しい風雪に出遇つた非常に困難を極めたたのことである、斯ういふ次第で、一行は骨と皮計りに瘠せて了つて甚だ危殆の狀況に陥つて居るが、彼等はウイニベ、グ

まで行きさへすれば、基督に出會ふことが出來やうといつて、尙行軍を續けつゝある、途中で弱つて倒れた者などは、早く行かなければ基督の再來の時機に後れやしないかと、病氣よりもそれを苦にやんで居るといふことである。加奈多政府も色々手を盡して説諭して思ひ止ませ様としたが、とても穩和な手段では行かないので、遂に進行禁止の命令を發したところが、彼等は之に答へて、神は彼等に命ずるに人類を悔改せしむることを以てしたのであるから、彼等は神の命令に違はなければならぬといつて、凡ての病人及び女子供を差置いて、少しも早く目的に近づきたいといふので、出來るだけ身輕にいてたつて、驅け足でウイニベツグ指して進んでゆく、併し全体彼等は極めて穩和で、物事を争はず、また他人に害を加へず、たゞ消極的に堪へ忍ぶ點に於てのみ意思の力を現はして居るものであるから、政府もさう厳しい處分を施す譯にゆかず殆んど持てあまして了つて、寧ろ露國の方へ送還して了りたいのは山々であるが、如何せん露國の方では再び彼等を引取ること承引しないので、頗る處分に窮して居るさうで、加奈多の新聞は、將來斯る特殊の人民には移住を許さぬ様にしなければならぬと論じて居るさうである。

●同盟罷工の統計 佛國に於ける前年度の同盟罷工は總計五百三十二で、罷工者の数が十一万一千四百四十四人、罷工日数が百八十六万二千五百日、即各罷工者の罷工日数は平均凡

半月程であつた、而して二百二十五の罷工に於ては勞賃の損失高が分つて居て、其額は六百万フラン以上であるがこの二百二十五の罷工の内九十五は失敗に終つたので、之が爲め二百三十万フランの勞賃は全然損失に歸した。罷工を業務に因つて分けて見ると紡績業が百、建築業が八十六、運送業が六十七、金屬業が六十八、炭坑業が二十でこの數業が總罷工の六割五分を占めて居る。總罷工の内百十四は成功し、百九十五は和解を以て終り二百十四は失敗に歸した。而して罷工日数が百日以上に亘つた場合は六つあつて、一番長引いたのは百五十六日かゝつた、罷工の原因に就いては、勞賃増額の請求にかゝるもの二百七十四、雇主の勞賃減額に基くもの五十七、罷工の際解雇されたる勞働者の再雇又は勞働者の嫌忌せる他の勞働者若くは監視者の排斥にかゝるもの百三十四、勞働時間減縮にかゝるもの五十八の割合である。

雜 錄

煤 拂 の 記

百目木 劍 虹

眞宗の僧風は俗氣多く、禪家の態度は厭味あり。二者共に余の好まざる所なり。

人の悪人を悪まざるものなし、悪人果して悪むべきか、悪に強きもの亦善にも強し、悪人と雖も、もこれ渾身罪惡の肉塊のみにあらざるなり。尙一片の良心存し、一道の光明閃めくことあり。彼れ一たび自己の罪惡を悔ゆるや、天に哭し地に泣いて、紅涙盡きざれば止まざる也、懺悔の深きよく他の及ぶ所にあらず。

若し悪人に就て學ぶ所あらば、そは思ひ切のよき所にあり。即ち心中一たび後悔の念萌すと共に、猛然として向上の一路に直進するもの、實に罪惡の深き人に多ければなり。

われは意ふ、罪多き人ほど苦悶深かるべしと、この苦悶これ懺て佛道に入りぬるの縁となりぬべし。苦悶の深き何を憂ひとするに足らむや。

悟とは何ぞや。迷の晴れたるを云ふ、浮雲胸に横はり、疑惑心に生ずるの時、未だ真如の月影は宿らざる也。

吾等が三寸の胸中、迷の妄念暫くも離るゝ時なし、抑々難哉、悟の一字。

寒月皓々として吾身を照すの時、何となく無限の感想胸臆を衝いて來り、冷水にて浴びたらむ心地するなり。嗚呼自然

の景、吾を啓示するの深きこれ如し。思へば宇宙の森羅萬象一として我が師ならざるはなし、われは坐ろに感謝の念生ずる也。

若き醫師は經驗少なきを以て危険なりとせば、若き宗教家も道心定まらざるを以て亦危険なりといはざるべからず。

若き宗教家は兎角自惚心多し、道心定まらず、操志固からずして、よく一席の演説を語り得たるとして何程の効やあるべき、これ烏か鶴の眞似するよりも一倍の滑稽にあらずや。

近思録に曰く。

懈意一たび生ず、便ち是れ自棄自暴なり。又曰く。

心大なれば則ち百物通ず、心小なれば則ち百物皆病む。

患難を見ては必ず避け、得喪に遇ふては必ず動き、利を見れば必ず走るものは、未だ命を知らざるものなりと、儒は教う。是れ豈他の言なりとして、徒に聞き流すべしや、此言移して以て宗教家の箴となすに足る。

吾は會て一切の階級を嫌ひしことあり、吾は所謂平等主義

者なりき。然れども今にして思ふ、高位高官を羨むの念起らず、たとへ高位高官の人に接するも、格別尊榮の心も生ぜざるなり。又むげに卑下するの心も起らず、乃ち吾にありては眼底少しも高位高官を認識せざる也。是を以て吾心亦階級を見ざるに至れり、階級を嫌ふ心も無論消え失せぬ、これ余が思想の一變化として見るべきか。人は之を稱して主觀的なりとせん、然り主觀的なり。主觀主義も時としては可なり、然れども吾れ自身に於ては毫も主觀主義に偏するものにあらずる也。

余の信仰は涙のこぼるゝ程有り難きまでに至らざる也。信仰の薄き爲めにや、淺ましき身の上なり。

人を罵る程快なるはなし、罵を受けたる人は之と正反對に最も不快なるべきは、理に於て明らかし。

人は弱きものに向て同情を濫ぎ、却て後者に反抗するの傾あり、これ世の所謂正義の士ならむか。

夜半、風死し、人定まるの時、一たび人生問題に想到すれば、遽然として駭き且つ怖れざるはなし。彼豫言者か夜半寢床を出て、神に祈りしことの如何にも偶然ならざるを感じ

ぬ。恐しきは心の働きたる哉、五體を横へて眠れる其中にも悪夢に襲はれて、冷汗全身を濕すことあり。吾は洵に天地に容れざる罪惡者なり。

歳、云に暮れなんとす、既往を追想して胸中萬斛の愁に堪えざるなり。乃ち匆卒筆を執り断片二三を録して、之を煤拂の記と爲すと云爾。

南 征 詩 稿

第三 信

壬寅十一月六日清旦發東京、上午九點鐘乘佛船安南號發橫濱、

任他世味有辛甘。三十年來事檢探。宿債笑吾猶未了、天長節後向安南。

七日上午九點鐘舟達神戸、下午十一點鐘發同港、昨夜海南風浪收。今朝神港繫行舟。好移吟步看紅葉、正是楠公祠畔秋。

八日過内海、夜過玄海洋。紅葉白雲映水光。復上船樓迎素月、秋深南海又山陽。

巨舟不動渡玄洋。九日上午五點鐘舟達長崎、十一點鐘發港。來登十善寺郷山。瓊浦風光圖書間。此去安南千里遠。

復上船樓迎素月。來登十善寺郷山。瓊浦風光圖書間。此去安南千里遠。

浴室一過洗塵顔。
十日下午七點鐘舟達吳淞江、下錨
衣鉢飄然無定處。 曾遊歷々我心降。 十有五年如昨夢。
又追雲水到吳江。

十一日乘火輪車、由淞滬、鐵路達上海、投本願寺、與豐
島河邊二氏晤
北海仁川會聚頭。 何圖滬上語深秋。 尙期萬里南征後。
乘燭春宵話此樓。 以上

副啓去る七日神戸より九日長崎より各端書を呈し置き候、
今回は海上至て平穩にて何により喜び居候、七日には神戸
より高楠順次郎氏とメートル氏とが乗り込まれ、六日には
横濱にてフロレンツ氏と船にて出遇ひ申候、フオンス氏
も神戸より乗り込まれ候、藤島了穆氏は十四五日頃の船に
乗り込み度由申越され候、蘆津實全氏も河内行の考へ中と
承り候、九日長崎説教場に到りしに報恩講中との事なりし、
當上海別院に昨日参りて見れば久しく函館の恵以學校長九
りし豊島了寛氏の輪番兼開導學堂長として近日來着せられ
しと、一昨年韓國仁川別院に在勤の河邊氏の當別院に在勤
せられると、青木氏の開導學堂幹事となれる等舊識の人の
多きを喜び申候、來年歸朝の節には上海より南京に到りて
舊友楊仁山氏を訪問し且つ古寺の經籍をも搜索致度存居
候、各位へは一々呈書せず宜敷御致意被下度候也
十一月十二日 上海武昌路本願寺にて

南條 文雄

二十八日早朝想祖山報恩講之事
無端千里寄萍蹤。 夢破城中報曉鐘。 蹶起整衣東向拜。
恍然如見大師容。

二十九日蒸暑
朝來暑氣又加威。 要脫綿裘換葛衣。 一路吟筇懶移步。
滿園綠樹午風微。

右は總て例之通り之出放題に御座候間取捨か是正被下度
候。博覽會場へは一度參觀候而已整頓は來月中旬なるべし
と申人有之候、東洋學會は十二月四日頃開會十日までは
閉會なるべしとの候へは中旬には歸路に上り得可申歟
と存候、歸路には澳門と南京とを一覽致度考へ居候、安南
人之柔順にして支那人の傲慢なる調子に反對の態度なると
は寧ろ可憐有様に御座候、當地にてグラントナツタと稱す
る處有之一度相尋候處眞武觀と稱して其本尊は眞武大帝な
る者に有之候此は兎も角も佛敎には關係なきものゝ如し、
其臺座の裏面に左之記文有之候
眞武大帝銅像、黎至和年鑄像、身長九尺、重六千六百斤、
神座去地面約五寸、本年重修之日
大法國督工黎銓用機器轉運、比前加高三尺五寸、座舊用磚
砌、今周圍以健山石包之、
大南成泰五年九月二十日(明治二十六年歟)
輔政大臣太子少保武顯殿大學士欽差北圻經略大使延茂子
泰川黃高啓恭誌
右の外旅館近傍に小湖あり不忍池の如し、池中に文昌廟あ
り小生等日々の遊歩處とす、西人は一向に立寄らず、安南

第四信

拜啓益々御多祥奉賀候小生等無異打過居候間御放慮被成下
度候去る廿一日香港より一書を呈し置候同日以下之日記体
の詩左の通に御座候

十一月廿一日在香港與柏原君文太郎邂逅相遇
東京去歲手相分。 去燕來鴻杳不聞。 何料天涯飄泊後。
香山客舍又逢君。
同日午後乘海防號發香港廿二日夜舟中有作
舟入東京灣裏來。 潮風吹面晚涼催。 雷州在右海南左。
明滅送吾燈火臺。
廿三日達海防港
海防船達海防村。 三色旗高揭港門。 日午街頭暑如燬。
忽知身入別乾坤。
廿四日乘火輪車達河内投大首府館
小馬輕車路縱橫。 館中士女笑相迎。 風光無復越南趣。
彷彿如臻巴里城。
廿五日到博覽會
賽會場成結構新。 駿珍鴻寶巧開陳。 將斯南北東西物。
要集東西南北人。
廿六日到西湖眞武觀有學童讀大學者
電氣驅車鉄路通。 湖邊尋古入神宮。 二三童子知文字。
巧操南音在此中。
廿七日日市上散策
小西湖畔晚風涼。 爛熳奇花滿路香。 日落疎林無返景。
電燈光裏立昏黃。

人の大多數は跣足にて歩行致居候こと印度と同一なり、委
曲は高楠氏より大坂朝日へ投書せられし候答故小生は詩の
外は總て同氏に譲りて唯目撃する而已に御座候。
十一月巳の日フイノ一氏を訪問する前記
東京河内市メトロホール、ホテルにて 南條 文雄

講 究

勞働者保護法 (一)

(勞働者保護國際會議)

池山 榮吉

●此度工場法案の要領が公にされたに就て、随分世間でい
ろ／＼の賛否の議論がある様であるが、吾人は先づ歐米諸國
に於ける工場法、即、所謂『勞働者保護法』の要領を比較講
究して、以て我が工場法案に對する判断の資料に供し様と思
ふ。

●前々世紀の末葉から前世紀の前半にかけて、一面、機械
的工業が勃興し、一面、自由放任の主義が社會全般を風靡す
るに及んで、師匠と弟子、親方と職人の間柄が一變して、從
來兩者の間に存せる、一種の親善なる情義的關係は何時の間
にか消滅して、資本金對勞働者の無味冷淡なる關係と化し、
資本家の勞働者に對するは、恰も路傍の人、否、寧ろ物に對

するかの如き感あらしめ、兩者の懸隔が愈々甚しく、相互の反對が益々烈しくなると同時に、こゝに所謂『與勞働者』(資本家)に對して、『受勞働者』なる社會的階級を現出し、生産の要素の一たる勞働力を、出来る丈ケ虚使して、出来る丈ケ生産の増殖を圖るは、恰も他の生産の要素、即ち土地及び資本を利用して餘力を遣さざると一般、經濟上至正至當の事体と看做され、勞働は最多人民の職業で、其の生活の大部分を占むるもの、即ち勞働の主体は、他の生産力とは違つて死物ではない、人間であるのであるから、之が取扱ひは、又自ら其の道を以てしなければならぬ、といふことが忘却されてしまつた。アタムス、ニス一派の學説は、この趨向を是認し、發進したもので、彼等は、勞働者を目するに、財物製造の機械を以てし、勞働を以て、牛馬の驅使機械の運轉と何の撰ぶ所なきものと考へ、一向に其人格的方面について顧慮しなかつた。

●既に一般の情勢が斯ふてあつたのだから、當時英、佛、其他工業發達の域に進める諸國で、勞働者の生活状態が、未曾有の慘況を呈したのは、毫も怪むに足らないこととして、取り分け最も憫むべき犠牲となつたのは、婦人及び幼年の勞働者で、彼等は成長せる男子の間に伍して、不完全極まる設備の下に、過度の勞働に服し、健康を害し、生命の危険を犯すと同時に、不知不識惡風に感染し、道徳上の誘惑を蒙るを免がれなかつた。

●諸種の勞働者の中で、最も早く保護法の利益を享けたるものは工場勞働者である。是れ蓋し、當初最も弊害の甚かつたのは工場で、工場勞働者の保護が最も急務であつたからに由るので、工場法なる名稱は、保護規定が工場にのみ限られたる時代に於ては、よく當て箱つた名稱であつた。が、勞働者の保護は獨り工場内にのみ限らるべき理由はない、工場以外の勞働者と雖も特に保護の必要あるものに向つては、矢張り相當の規定を設ける要があるので、實際今日では、工場の方は法律施行の結果、また往時の様な亂暴の事はなくなつたが、其の代り、却て小規模の工業、即ち所謂手工業及び家内工業に於ける弊害が著しくなつて、之に對する立法が大に必要になつて來た。で、この立法は工場に對するよりも一層困難のものであるが、既に二三の進歩せる工業國に於ては、多少這般の規定を設けた所がある。是に至つては、最早工場法なる名稱は狭きに失することとなつたので、勞働者保護法なる新術語が用ひられる様になつた。

●勞働者保護法の制定に關しては、随分いろいろの議論があつたが、事實の勢力は終に諸有困難に打勝ち、『自由』、『進歩』の空論を排して、國家立法の干渉を要求し、今日では、歐米に於て苟も文明國と稱し、工業國と目せらるる諸國にして、勞働者保護法の設けあらざるものは、殆んど稀なる有様となつた、併し其内容は非常に區々で、保護の程度に就ても

つた。而して工場主は、可成廣く其製品を捌かんが爲には、可成生産費を低減しなければならず、生産費を低減するには、可成勞賃を低減し、且つ可成安價の勞力、即ち婦人及び幼年勞働者を使役しなければならず、婦人及び幼年勞働者を使役すること愈々多ければ多いほど、従つて又一方には、益々一般の勞賃の低減を來し、他の一方には、勞働者の家庭を離散し、親族生活を破滅するの傾向を生ずるに至つたのは數の免がれざる所である。

●最大多數の人民の生活が斯くの通りであつて見れば、是より生ずる害毒の、獨り所謂四級團のみに止まらず、延びて一般の社會及び國家の生活に、至大の影響を及ぼすべきは理の最も略易き所で、一般の社會及び國家は、單に人道とか、正義とか、宗教とかの立場から斗りてなく、自衛上から見て、何時までも手を拱して安閑としては居られないわけである。斯くして國家が立法の手段に依つて、救済の策を講じ、以て勞働者の權利を保護し、適宜の生活條件を定めんとするものが、工場法、即ち勞働者保護法で、勞働者保護法とは、勞働の時間、工場設備、婦人及び幼年者の勞働、其他諸種の事項を規定して、勞働者の生命、健康を保護し、家族的生活を可能にし、道義的觀念を維持し、發進することを圖り、夫れ勞働者をして、等しく現時の文明の澤に浴せしむるを以て目的とするものである。

其の範圍に就ても、互に厚薄廣狹の差があり、又其の實行に就ても、緩嚴の別あるを免がれない。或る國の立法は既に早や廣義の勞働者保護法の地位に達し、或る國の立法は尙未だ工場法の範疇を脱せず、又或る國の立法は僅かに其端緒を啓きたるに止まるものもある。吾人は今是等の立法を比較参照するに就ては、先づ『勞働者保護國際會議』の議定條項を知るの要がある、何となれば吾人は是に依て、現時各國の勞働者保護に關する希望の那邊に存し、而して其希望は果して何れの點まで一致するものなりやを、換言すれば各國の希望の平均點を看取り得る便があるからである。

●全世界を通じて一市場となれる今日、一國の勞働者保護に關する立法の、自國の競争能力を保持する必要上、他國の立法に牽制せらるることあるは自然の勢で、若し經濟上利害の密接せる當該諸國の間に、少くとも或種の事項に付て保護の最低度が協定され、若くは一定の保護方針が行はれる様になれば、各國は是に由て從來よりは一層思ひ切つた保護政策を立て得べき餘地を獲得することは明らかである。所謂『勞働者保護國際會議』の必要は茲にあるので、其の必要を叫ぶの聲は久しく世間に聞えて居たが、事實となつて現れたのは、今より十二年前、即ち千八百九十年のことである。

●千八百九十年柏林に開かれたる勞働者保護國際會議は、獨逸現皇帝の同年二月の詔勅、所謂『二月詔勅』に基たもの

て、其の一通は商務大臣に宛て、國內の勞働者保護者の改正を命じ、一通は帝國宰相に宛て、國際會議の開設を促したもので、帝國宰相に宛た方には、**「朕は、世界市場に於ける獨逸工業の競争能力を維持し、以て、其の勞働者の生存を確保するに必要なる範圍内に於て、獨逸勞働者の地位の改善を計らんと欲す、對外貿易の損失に因る内國營業の衰退は、獨逸企業者のみならず、併せて勞働者をして、食を得る由なからしめん我が勞働者の地位改善の前に横たはる、國際的競争に基く困難は、唯世界市場を支配する當該諸國の協商に由つてのみ、縱し全然排除し能はざるまでも、幾分か軽減せしむるを得べきものとす云々」**とある。

◎勞働者保護國際會議は、三月十五日から二十八日に亘り、十五ヶ國(英、佛、獨、埃、匈、伊、瑞典、那、西、葡、瑞西、白、蘭、丁、ルクザンブル)の政府の代表が之に参列したが、其の議定條項は、單に議題に對する、共同の希望といふに止まり、何等の拘束力のないもので、其要領は其通りである。

甲、幼年者の勞働

一、幼年者の勞働に關して望ましき事は、十二歳未満、南方諸國にあつては十歳未満の幼年者を工業的勞働に従事せしめず、十四歳未満の幼年者を夜間勞働、日曜勞働及び不健康若くは危険なる勞働に従事せしめず、勞働時間には六時間を越ゆることなく、且つ半時間の休憩を與へ、

ひるを望ましきこととす。

三、議題、例外的場合は國際的協商に依つて定むべき

か、將た法律又は命令を以て定むべきか。

決議、國際的協商に依つて定むるを望ましきこととす。

丁、鑛山業に於ける勞働

一、議題、地下の勞働は一定の年齢未満の幼年者及び婦人の之に従事するを禁すべきか。

決議、漸次許可年齢を十四歳、南方諸國にあつては十二歳まで繰り延ばし、婦人の勞働は之を禁ずるを望ましきこととす。

二、議題、特に健康上の危害ある勞働に付いては勞働時間を限定するの要あるか。

決議、鑛業上の技術の充分に届かざる限りは限定するを望ましきこととす。

三、議題、石炭供給の從勢を確保する爲め、炭坑に於ける勞働を國際的規律に従はしむるを得べきか。

決議、經驗ある技師に依る嚴重なる國家的監督勞働者と技師との間に直接の交通、危害豫防及び救濟制度の發達、仲裁判斷に依る同盟罷工の制度を計るは望ましきこととなり。

◎勞働者保護につき、關係諸國をして、主要なる諸點に於

幼年者は勞働に従事する前、既に充分なる初等教育を受けたるものなることを要することとなり。

二、十四歳以上十六歳未満の幼年者の勞働に關して望ましきことは、夜間及び日曜の勞働に従事せしめざることを、十時間を以て最高の勞働時間と定め、一時間半の休憩を能ふることとなり、但し一定の業務に付ては除外例を設くるを得べく、又場合に依りては、該規定を十八歳未満に至る勞働者に及ぼすことを得べし、

乙、婦人勞働者

婦人勞働者に關して望ましきことは、夜間、日曜及び分娩後四週間は勞働に従事せしめず、十一時間を以て最高勞働時間と定め、一時間半の休憩を與へ、特に不健康若しくは危険なる勞働に従事せしめざるにあり、但し一定の業務について除外例を設くるを妨げず。(第九十一號海外時事参照)

丙、日曜の勞働

一、議題、日曜の勞働は禁止すべきか。

決議、必要なる例外的場合を除き、望ましきこととなり。

二、議題、如何なる場合を例外とすべきか。

決議、日々必要なる勞働、中斷を許さざる勞働、季節勞働等、但し隔週の日曜には、勞働者を休息せし

て、**「一様の國際的條規に従はしむることは、豫見し得べき將來に於て到底望むべからざることである、各國立法の相同しからざるは、偶然でない、國各々其特有の事情(風土氣候、人情風俗、歴史習慣等)を有し、工業發達の程度を異にするに因るから、是等の差違はなか／＼短かさ歲月の間に平均するものでない。されば、甲國に利なる制度を必ずしも乙國に利ならず、乙國の實行し易しとする所は、甲國に採つて甚だ難しとする場合あるは當然で、杓子定規的の均一は、却て相互の平等を害するを免れない。然らば勞働者保護に關する國際的運動は全く無効のものであるかといふに、是れはさう一概に連斷すべきものではない。夫の伯林勞働者保護會議結果後、九十年代に於て、獨逸を初め、勞働者保護法の改正に着手した國の尠なからざるは、固より他の原因も與つたに違ひないが、併し國際會議にも、亦幾分か當該諸國を刺戟し、激勵する効力のあつたものと見て差支へないのみならず、各國の立法が漸を以て段々と相近似しつゝ、ある傾向は數十年來の沿革に徴して争ふべからざる事實であるから、國際上、或種の事項(例へば幼年者の勞働)について保護の最少限を協定するが如きは、必しも不可能のことではないので、將來勞働者保護問題が、この意義に於て、國際條約の目的となることありや否やは、吾人の斷言し得る所ではないのである。」**

閑 文 字

◎嘉慶の頃、禪家に清和和尚と云ふものがあつたが、頗る硬骨の和尚と見えて、或時山門を請請にかゝつた、處が檀家の某が早速金子百兩を喜捨した、當りまへなら百兩も頭を下けてお辭儀かすべき筈だが、和尚一向に難有とも何とも一言も云はない、某はいたく氣に掛けてたさへ寺とは云ひながら、人から物を受けて一言の挨拶をせぬとは不埒な和尚である、心中私に憤を抱いて詰問せうと思ふて再び寺に引き返へした、其時和尚丁度飯を喫して居つた、某は早速口をひらいて和尚サン、和尚サン、私は、相應に喜捨金をしたのに一言の御禮もして呉れぬとは、あまり人を見下けた次第では御座らぬかと云ひ終るや否や、和尚は大喝一聲、馬鹿野郎と云ひながら、手にして居つた茶碗を某に投げつけた、その云ひ草が面白い、貴様も自分の福を修する爲め寄附したものに向つて一言半句たりも此和尚が禮を云ふ道理はないと怒氣面に溢れて叱り付けた、之には某大に難易して且つ其理なるに驚服し、更に獨力私財を抛て山門の普請を経営したその事は、むかしから名高き話である、今の坊主にしてこんな見識を持ち居る和尚は恐く一人もあるまい、それも其苦である、檀家を廻りて叩頭百廻もして寄附を頼むは自分の腹を肥やさうと云ふ考へたから、見識も威嚴も保てるものではない、併し和尚も和尚であるが、某の志もなかつて感心である、共に珍しき人物であると思ふて、茲に掲げた次第である。

◎各國の帝王中、先づ學者肌にしてなかつた遺手と云はるるは、獨乙皇帝と瑞典の王オスカル二世であらふとの事である。殊に瑞典王は國際法學者にして、各國が何の國際間の葛藤を惹起した時は、必ず瑞典王の仲裁裁判を仰ぐやうである。是れ瑞典其國はあまり大ならざるを以て、仲裁國として適當であるからである。獨乙皇帝は政治家であるが、やり過ぎて時々當局者を苦めるやうである。うして皇帝は日として長文の電報を發せざる日はないとの事である、獨逸國の習慣として、假令は新教であれ、舊教であれ何の會を開く時は、屹度皇帝に向けて敬意を表する爲め電報を發する例であるから、皇帝も之に對して返電をなし、何か特別の意味ある而も文學的や宗教的の趣味ある一風靡りたる辭を賜はるやうである。之れが爲めに一方は氣持をよくするが、他方に於て感情を害して、前云ふた如く時々當局者に累を及すとの事である。

◎女の來て云ふのには、或晩々々世の人はやがてましく云ふけれども、一向僕

には感下ないと。無頓着な人間にはあるひはううかも知れぬ、而し若借金で首も廻らぬ人で、前後左右市をなして債鬼押しかけて來られたならば、或晩も隨分困しいだらうと云ふて大笑ひをした事がある。

信 象

親鸞聖人の信仰

此篇は本月七日の日曜講話の席上に於て披露したる者也、今乃ち本欄に收む

求道學舎來集の諸兄姉妹下!!

本日は日本宗教界の偉人親鸞聖人入滅の聖日なり、七百年の昔、聖人の胸中に宿り玉ひし佛陀は如何に慈愛の塊たりしよ、聖人の心中に味ひ賜ひし佛教は如何に醇の醇たるものたりしよ、其信仰の如何に單純にして其生活の如何に質朴たりしよ!!

聖人の一生は信仰の生活なり、佛心の實現なり、五千餘卷

經典の眞髓を鐘めたるは佛陀救濟の御聲なり、三千年來開展せる佛敎の骨目を收めたるは信仰の一點也。

聖人の信仰は一代佛敎の燒點也、吾人聖人の生活を透し、勞瘁として初めて佛陀の面影を拜することを得たり、偉大なる哉、聖人の信仰!!!

予は此聖日に際して聖人を追懷して悲喜の涙に堪へざるものあり、予は嗚々の言を列ぬるを止めて、寧ろ聖人が信仰の淵奥を披瀝し玉へる嘆異鈔の一節を拜讀して、無限の法味に浴せむかな。

曰く、

各々十餘箇國ノサカヒロコエテ身命ヲカヘリミスシテタツテキタラシメタマフ御コ、ロサシヒトニ往生極樂ノミチヲトヒキカンカタメナリ

洵に身命を顧みず眞面目に道を求むる人は、安心問題を解決するより他に目的のあるべき筈なき也との仰なり。

シカルニ念佛ヨリホカニ往生ノミチヲモ存知シ、又法文等ヲモシリタラントコ、ロニク、オホシメシテオハシマシテハンヘランハオホキナルアヤマリナリ、モシシカラハ南都北嶺ニモユ、シキ學生タチオホク座セラレテサフラウナレハカノヒトニモアヒタテマツリテ往生ノ要ヨクニキカルヘキナリ、

聖人は學者を以て自ら任し玉はず、學問の事なれば他に往き

て聞くべしとなり、聖人の信仰は學問や理論にあらざる也。

親鸞ニヲキテハタ、念佛シテ彌陀ニタスケラレマイラスヘシト、ヨキヒトノオホセヲカウフリテ信スルホカニ別ノ仔細ナキナリ、念佛ハマコトニ淨土ニムマル、タチニテヤハンヘルラン、マタ地獄ニオツル業ニテヤハンヘルラン總シテモテ存知セサルナリ、

反覆熟讀し玉ふべし、信する外に別の仔細なき也」とは如何に簡潔なる信仰なるかな、如何に力強き確信なるかな、かく聖人の胸中に單純に響ける信仰の音は、如何て我等が心の絲に反響せざるべき、信仰は夫自身が目的なり、信せざるべからざるが故に信する也、地獄敷、將九極樂敷、其結果の如何を考ふるの餘地なき也。

タトヒ法然上人ニスカサレマイラセテ念佛シテ地獄ニオチタリトモサラニ後悔スヘカラスサフラフ、ソノユヘハ自餘ノ行ヲハケミテ、佛ニナルヘカリケル身カ念佛ヲマウシテ地獄ニオチサフラハ、コン、スカサレタマツリテトイフ後悔モサフラハメ、イツレノ行モオヨヒカタキ身ナレハトテモ地獄ハ一定スミカソカシ、

世界廣しと雖、未だ此の如き確固不拔の信仰を聴かざるなり、動きなきこと大磐石の如し、親鸞聖人の法然上人を信じ玉ふことの深き、一身の運命を全然其意思に委ねられたり、永劫の生命を其生殺與奪に任されたり、嗚呼聖人の胸中一點

の私なく、一毛の疑なし、實に是れ斷頭臺に上りて生死を獄司の手に托し、罪人亦慈母の懷に眠りて何事も知らざる嬰兒の如し、何れの行も及び難き身なれば地獄は一定すみかぞかし、實に是れ人生の奥底を叩きたる響なり、人生の苦痛を實感したるものにして初めて其味を感ずべし、人生は洵に危ふき橋を涉り險しき岸を浴ふて走るが如し、曠野の炎は燄々として天を焦し、愛欲の海は青ずみて其底を知らず、晏然として坐せるもの正しきか、苦悶して座に堪へざるもの狂へるか、地獄は一定すみかぞかし、實に是れ人生の眞意義を實感したる叫なり、此に至りて誰か佛の聲聞へざるべき、誰か佛の光を仰がざるべき、嗚呼信するより外に別の子細なき也。

彌陀ノ本願マコトニオハシマサハ釋尊ノ説教虚言ナルヘカラス、佛説マコトニオハシマサハ善導ノ御釋虚言シタマフヘカラス、善導ノ御釋マコトナラハ法然ノオホセンラコトナランヤ、法然ノオホセマコトナラハ親鸞カマウスムテマタテムナシカルヘカラスサフアラフ歟。

詮スルトコロ、愚身カ信心ニヲキテハカクノコトシ、コノウヘハ念佛ヲトリテ信シタテマツラントモマタステントモ面々ノ御ハカラヒナリト云々

嗚呼是れ聖人の内心に響ける佛の御聲なり、聖人の心眼に映せる佛の御光なり、聖人が實驗の披瀝也、聖人が信仰の告

報 道 一 束

明治三十五年十一月廿八日夜半燈下にて之を認む

●都大路をば、往き通ふ人の遑々として、急がはしげに東に西に奔るの狀、洵に師走といふ月の名に背かずと存候。來りし年の去るべきは兼て期して居るもの、何となく名残惜しき心地致候、これ所謂人情にして強ち愚痴にもあらざるべくと存候。

●大日本佛教青年會の幹事和田氏來年一月より其任を辭して新保學士代りて幹事の任に當らる、由、同時に一月大會を開き諸般の事を協議致すやに承り候。

●暹羅國皇太子殿下來朝被致候に付、各宗はそれ、委員を選出して歡迎會開かる、由、是は誠に結構の事に候。

●殿下は御年二十二に成らせられ十五歳の時より英國に留學せられ、サンダースト、カレッジに入學したまひて特に兵學を修めたまひ、後オックスフォード大學に進ませられ、深く歴史を學び波蘭王位繼承戰史の御著述あり、殿下は眉目清秀にして品位自ら高く英語を操つるに頗る巧妙なる由に候。

同信の友なる 近角 常觀

●政界の雲行俄かに變調を來し候、政府も強固議會も強固、是にては衝突の結果は無論避くべからずと存候。

●衝突の問題は海軍擴張に供ふ地租繼續案に候、地租増税は國民一致して反對する所にして、選出せられたる代議士も選舉運動の時は地租増徴に反對すべしとの條件を以て選出されたる代議士も随分これあるやに聞き及び候、政府も議員も共に此問題には頭痛鉢巻に候。

●要するに此問題の運命如何によりて解散か總辭職かの生死問題の分る、所に候、何れか勝利者となるべきやは近き日に定まるべく候。

●ある議員の如きは既に解散を期して居るもの、如く、選舉準備に取りかゝり候との事に候、解散或は免れざるべきか、たとへ解散を見ざるも停會の小波瀾は來るべく、此間に所謂妥協成るべきか、實際打ち明けて云へは政府も議員も共に解散は好まざるべく候。

●大谷派老法主は過日東上せられ候、財政上の問題も含まれて居るとの噂に候、それかあらぬか渥美顧問其他二三の人々相前後して入京致候。

●寒もかはり年も追々と暮れに近きたる爲め、小泥棒夜な頻りと徘徊致候趣に候。

●求道學者其後の日曜講話の出席者如左候。

理想的宗教と歴史の宗教	(十一月三十日)	楠 龍 造
信仰上の経歴	(同)	本多 辰次郎
理想と現實	(同)	北村 教 殿
寂 室	(十二月七日)	多 田 鼎
無我の眞意義	(同)	齋 藤 唯 信

人生の三大衝突

(十二月十三日) 楠 龍 造

●政界の活氣に引き換へ教界は寂寥として何事も無之候、無事平穩強ち祝すべき事にあらずと存候。

●都下の新聞紙は迎年の裝に急かしく候、わけて時事新報の如きは細民の子女一千名を集めて慈善新年會を催す由に候。なか、興味ある催と存候。

●年の暮、按摩の呼聲も寒むげに聞ゆ候。本誌も是にて終刊を告げ候、迎春と共に筆硯を洗ふて更に讀者諸君に見ゆ可申候。終に臨みて諸君の偏に健在ならんことをこれ祈上候。早々頓首。十二月十三日夜認む。

◎水戸だより

謹啓、 恩師寒氣の下慈光の裡御健在大法宣布の趣遂に水戸の里より奉敬賀候爾後參會御高説并聽いたし度念勤々禁するを得ず候へ共未だ其運に不至殘憾に御座候乍去御送附の政教時報により貴旨を汲み寄に喜居候鳥見勇々赴任以降諸齋談を重ね候も未だ報等に似する程の事無之きは生が不徳の致す處を照覽を恐れ其見に耻ぢつ、指導に隨ひ教田を開拓いたし居候願に赴任當時餘りの困難に或時は勇氣も沮喪せしかばかり疑ひし事さへ有之候に幸にもなひ、教友法妹を得らるゝに至候は偏に偉力の御加護と信するの外無之候其一人たりとも新なる教友を得られ候時の精神的快味は生等には特に深く味はれ申候此に御伺ひがひたたく一寸刻下布教振報仕候

水戸市内(上市) 布教

例月、十日婦人會 十八日眞宗法話 廿二日通佛教談 廿八日聖教講義

水戸市内(下市) 布教

例月、二十日婦人會 廿八日法話 市外布教

例月、一日祝町青年會 四日願入寺法話 五日平磯町法話

目下の處定例布教として此位の事に候其余は間接布教として自宅にて兒女教養と時に訪問布教を試みつゝあり候

先日自宅にて聖人の報恩講執行候處午後信徒に於て三四報恩講相替み申候其中に於て尤も生がたぐ奇異の感を生きたるは最宗師依者にして一は禪宗なる酒井某方一は雷神社主なる小室某方に當る報恩講に御座候右兩家とも古往今來始めての報恩講にて生は席上にて開夜の遊聖人の生涯の主旨を以て大に聖人の徳をたへ申候各箇安慰の爲めの常教ならばさぞや遊聖様も雷神様も喜び玉ふならんさ信つづゝ法を傳へ申候毛色の輝りたる丈に何となく異様の感慨湧き申候次に先月御來水の御御約東申候信仰の輝照云々に付ては貴社の御都合もあり且は生も目下臨時布教有之候に等閑に附し居候

十一月十六日夜 水戸市にて 香川 千歳

新刊紹介

鈴木邦嚴著 佛敎革新論

群馬縣安中町 宗教革新傳道協會

第一章序論に於て宗教の國家關係を論じ、第二章第三章に於ては昔時の宗教及び現時の宗教の狀態より革新の止むべからざるを論じ、以下第四章より第七章の結論迄は如何に革新すべきかを論じたり、要するに宗教革新は各宗を打て一丸となし大同團結大宗教を樹立し、宇内に雄飛を試みんとするにあり、議論の壯快はこれありと雖、實行を去る頗る遠しと云はざるべからず、併し山間僻地の人士の之等の思想を有するに至ては亦時勢の潮流を窺ふに足るものあり(實價三拾五錢)

神谷鬼山編

神田美土代町 三光堂

奈翁の武將

神田美土代町 三光堂

本書は日本新聞記者神谷鬼山氏の著にして奈翁の陛下二十四の武將中、最も光彩あるムーラ、チー、マセナ、ランヌ、ベルチエールの五將に就て筆を執りたるものなり、筆力雄健、縱橫無盡入をして覺せず一語三嘆の聲を發せしむ、而して之等の勇將豪傑によりて奈翁の成功したる當時の事情を知り其偉を忍ぶに足るものあり、其ムーラ將軍を抜き出すや。

探燭たる彼の服装は戰場に於て毎に敵の目標たり、之に加ふるに彼の戰場に臨むや常に三角帽の頂に燈くが如き白毛を露し、以て味方をして常に彼の在る所を知らしむ、味方に彼の所在を知らしむるは敵にも亦阻ふべき的を與ふる所以なり、敵味方入り混れて千軍萬馬波濤の如く狂亂せる時、其只中にムーラの白毛髭々として風に靡きつゝあるを見るや、奈翁は遂に之を認んで破顔怡々として笑たり、敵軍の將は又之を見懼然として天覆破句の如く怖れ危む、云々

い、ムーラ將軍の花の如き武將を描寫して、其容姿態度聲氣として畏前に在

るが如し、其他の將軍の性格を寫すや歴然として生氣あるは古武士に接するの思ひあらしむ、軟文學盛にして人心萎靡するの時、此好著の出現あり、一讀心氣爽然として。案を拍て奮然躍起せしむるもの、それ此書ならむ(定價貳拾五錢)

神田駿河屋 正教青年會

●宗教と人 本書は無宗教者への警告と題する鈴木氏の講演と瀬沼神學士の根本的倫理問題の一篇と其他附録として天徳と題する教訓果を収めたり、内容敢て知るに難からず、立論もさより基督教主義なれども宗教に志ある人は又一讀して可なり

本田増次郎著

神田開發社

畜類のまごころ

全同社

湯本武比古講演

全同社

國民道德の涵養

全同社

文學博士 井上哲次郎著

本郷文 明堂

釋迦牟尼傳

本書は井上博士の著述にして、同博士が十餘年來東洋哲學史の編述に着手せられ、其間東洋哲學史の一部分として印度哲學を考厥したる其中に於て、釋迦傳は種々人の爲めに磨寫して傳へられ、竊に訛傳多からんことを恐れて此論を公にしたる所以なりと云ふ、世に釋迦の傳記甚だ多し、西洋にも東洋にも無論無數の傳記しからず、總て何れを正確として眞を措くべきかは世の既に惑ひし所なり、博士は是等の詳書を渉獵して多年の研究によりて本書を著述し千古偉人の眞相を紹介せられたるは、吾人の深く其勞を多とする所なり、多年の考究に成れる本書に對して、一讀直に妄評を加へんとするは吾人の心に於て忍ぶべからざるものあり、他日意見を公にして教を請はんとする時あるべし、左に目次を抄記して余は此好著を世に紹介するに止めん(定價金八十錢)序論、第一章 歴史上に於ける釋迦の位置、第二章 釋迦は如何な種族なるか(閼之)第三章 釋迦の誕生地及び其景況、第四章 釋迦の誕生地及び少時、第五章 釋迦の結婚及び出家、第六章 釋迦の苦學及苦行、第七章 釋迦の成道、第八章 釋迦の初發の說法、第九章 杖林に於ける釋迦の說法、第十章 故郷に於ける釋迦、第十一章 釋迦歸衣後の講化及說法、第十二章 釋迦入滅の状況、其他附録